

証券コード：5252

# 第39回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2024年6月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

**開催場所** 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
第一ホテル両国5階「清澄」

**議案** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件



スマート  
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/5252/?qr2>



日本ナレッジ株式会社

## 行動指針

*action plan*

### Dream & Hope

夢や希望を決してあきらめない

**実践・実務・実績主義**

成功は行動から

### Smile & Humor

ユーモアを持って笑顔で

## ビジョン

*VISION*

ソフトウェアテストを自動化させる  
テストオートメーションカンパニーを目指す

## 事業コンセプト

*BUSINESS CONCEPT*

デジタル社会の根幹はそれをコントロールする  
ソフトウェアの高い品質です。

私たちは第三者の立場でソフトウェアの品質向上を支援し、  
ソフトウェアテストのDX（テストの自動化）を推進します。

証券コード 5252  
2024年6月12日

株 主 各 位

東京都台東区寿3丁目19番5号  
日本ナレッジ株式会社  
代表取締役社長 藤井 洋一

### 第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.know-net.co.jp/general-meeting>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「招集ご通知・事業報告書」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5252/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本ナレッジ」又は「コード」に当社証券コード「5252」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、後記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横綱一丁目6番1号  
第一ホテル両国5階「清澄」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

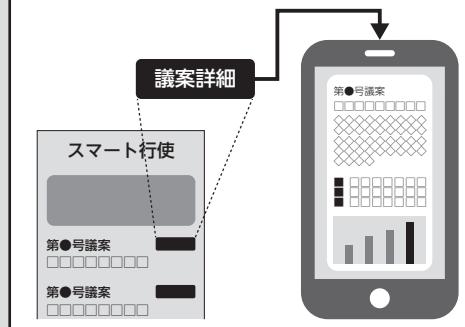
「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」の画面上で  
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
(初回のみ) ご自身で新しい  
パスワードを設定してください  
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日まで、以下当期）におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復致しました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化に伴う資源価格の上昇、世界的な金融引き締めに伴う為替市場への影響等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属するIT関連業界においては、引き続き企業のIT投資が拡大傾向にあると共に、IoTやAIなどのDXに関連する投資が増加しており、今後も堅調に推移すると認識しております。

こうした事業環境の中、当社は、独自性のあるサービス提供へ向けた積極的な取り組みや新たな市場の開拓等に注力し、企業価値の向上に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は4,076,709千円（前期比14.8%の増加）となり、創立以来の最高額であった前期を上回る結果となりました。また利益率の高い当社製品（業種テンプレート）の売上増加と生産性の向上により、営業利益250,867千円（前期比23.4%の増加）、経常利益266,750千円（前期比39.4%の増加）、当期純利益は202,149千円（前期比47.3%の増加）といずれも大幅増益となりました。

各セグメントの業績につきましては、次のとおりです。

#### a) 検証事業

当社の検証事業では、ソフトウェア開発の各工程において、テストの設計及び実行から改善提案に至るまで、顧客企業のソフトウェア品質向上のためのサービスを提供しております。

当期においては、同業他社と差別化を図るために昨年より継続してテストの自動化を推進してまいりました。複数の顧客の自動化を受託し、実績をあげることができました。その結果、セグメント売上高は2,752,114千円（前期比36.1%の増加）、セグメント利益は479,951千円（前期比31.3%の増加）と増収増益の結果となりました。

#### b) 開発事業

当社の開発事業では、自社開発パッケージ製品の販売及びカスタマイズ、受託システム開発、セキュリティ関連製品の販売が主な事業内容となっております。

当社の開発事業においては、従前より株式会社大塚商会のERP「SMILEシリーズ」の開発及びカスタマイズを中心に行っております。特に鋼材業・木材業向けといたしまして、「SMILEシリーズ」で機能する業種テンプレートを自社開発し、これらの販売・サポートについても、パートナー企業との連携強化に注力し、展開してまいりました。

また、諏訪センターにおいて複数の大手ベンダー製パッケージソフトウェアの受託開発を手掛けており、開発の対象の幅を広げることにより受注の安定につなげております。

自社セキュリティ製品の「monoPackシリーズ」は、新型コロナウイルス感染拡大によるテレワークの増加に伴う需要が、感染の鎮静化により一段落し、受注が減少致しました。

これらの結果として、セグメント売上高は1,324,595千円（前期比13.3%の減少）、セグメント利益は333,236千円（前期比3.0%の増加）と減収増益の結果となりました。

### 事業別売上高

| 事業区分    | 第38期<br>(2023年3月期)<br>(前事業年度) |       | 第39期<br>(2024年3月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比<br>増減 |       |
|---------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|--------------|-------|
|         | 金額                            | 構成比   | 金額                            | 構成比   | 金額           | 増減率   |
| 検 証 事 業 | 2,022,682千円                   | 57.0% | 2,752,114千円                   | 67.5% | 729,432千円    | 36.1% |
| 開 発 事 業 | 1,527,551                     | 43.0  | 1,324,595                     | 32.5  | △202,956     | △13.3 |
| 合 計     | 3,550,234                     | 100.0 | 4,076,709                     | 100.0 | 526,475      | 14.8  |

(注) 事業別売上高は事業間の内部振替高を含まない数値です。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は299,634千円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に実施した主要な設備投資

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 土地    | 新諏訪センター用の土地取得によるものです。 |
| 建設仮勘定 | 新諏訪センター建設費用によるものです。   |

③ 資金調達の状況

当年度中の該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当事業年度中の該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 36 期<br>(2021年3月期) | 第 37 期<br>(2022年3月期) | 第 38 期<br>(2023年3月期) | 第 39 期<br>(当事業年度)<br>(2024年3月期) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 2,823,944            | 3,231,681            | 3,550,234            | 4,076,709                       |
| 経 常 利 益 (千円)           | 63,625               | 137,513              | 191,358              | 266,750                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 32,486               | 94,275               | 137,245              | 202,149                         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 28.60                | 82.69                | 115.27               | 146.91                          |
| 総 資 産 (千円)             | 1,251,006            | 1,311,550            | 1,803,672            | 2,121,973                       |
| 純 資 産 (千円)             | 410,342              | 516,447              | 898,722              | 1,083,748                       |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 361.22               | 435.45               | 653.14               | 787.63                          |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

## (4) 対処すべき課題

当社が属するIT関連業界においては、引き続き企業のIT投資が拡大傾向にあると共に、IoTやAI、RPAなど、最先端のIT技術を活用した新たな市場も立ち上がりつつあります。また、ウクライナ情勢等の影響により、日本国内においても、サイバー攻撃の被害が見られ、これらに備えるためにセキュリティ対策を強化する企業も増加しております。さらに企業の働き方改革への対応、デジタル化による自動化・効率化・省力化へのシステム投資も続くものと考えております。

このような経営環境の中、当社では、持続的な成長力と強固な経営基盤、財務基盤を確立するために、対処すべき課題を以下のように定め、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

### ①検証事業における課題

当社の検証事業は、情報システム開発を行う顧客企業・S i e r が行うシステム開発工程の一部である「システム検証」業務を受託し、テスト・検証サービスを提供しており、システムの品質改善に継続的に貢献する企業を目指しております。

そのためには、品質の見える化が重要と捉えており、ソフトウェア品質の国際規格への取り組みや、テスト自動化への取り組み、ソフトウェア品質を向上させる取り組みなどを積極的に進め、高度で安心安全に使えるICT社会の実現に貢献したいと考えております。

従来は継続的取引先であるS I e rへのテスト支援での参画が主でしたが、今後は事業会社との直接契約（一次請け）の比率を上げていきます。これは、直接契約（一次請け）案件とすることで、「高単価」「当社のコントロールできる領域が大きい」ことがメリットとなりますし、こういった事業会社のサービスやパッケージは運用し続ける限りテスト工程が無くなることはありません。従って「継続率」が高くなり、さらには繰り返しテストが必須となることから自動化サービスの導入が容易であり、さらなる「高単価」が期待できます。

また、顧客に必要とされる当社ならではのテスト・検証サービスを提供するには、テスト技術者の確保、教育は重要な課題であると捉えております。一方、従来の機能テストを主体としたサービス領域に加え、今後成長していくと思われる、利用者にとっての使いやすい品質であるかのテストを行うサービス領域への拡大も重要な課題であると捉えております。

## ②開発事業における課題

創業から行っております業種特化型の鋼材業・木材卸業向けパッケージソフトウェア事業は、小規模ながら安定した事業となっており、現在は顧客の会社にサーバーを設置して運用するシステムとなっております。今後はクラウド型のパッケージソフトウェアへの移行が課題となります。

また、セキュリティ製品の「monoPack」は、自宅のPCをシンクライアント化し、テレワークに活用する製品ですので、需要は堅調に推移すると認識しております。一方で、利用するPCが多様化し、OSの違いやバージョンの違いがあり、個々に動作確認する必要があります。OSのバージョンアップに合わせて当社の製品もバージョンアップしてゆくことが必要ですが、新しいPCやOSの情報を可能な限り早く入手して迅速に対応できるかが課題となります。

## (5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

| 事業区分 | 事業内容                                |
|------|-------------------------------------|
| 検証事業 | ソフトウェアのテスト・検証・評価に関わるサービス全般          |
| 開発事業 | 自社開発ソフトウェアの販売及び保守サービス並びにシステム開発の受託業務 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

|          |            |
|----------|------------|
| 本 社      | 東京都台東区     |
| 札幌 センター  | 北海道札幌市中央区  |
| 郡山 センター  | 福島県郡山市     |
| つくば センター | 茨城県つくば市    |
| 成田 センター  | 千葉県成田市     |
| 諏訪 センター  | 長野県諏訪郡下諏訪町 |
| 名古屋 センター | 愛知県名古屋市中区  |

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

| 使用人数 | 前期比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|--------|
| 377名 | 43名増  | 38歳2ヵ月 | 5年9ヵ月  |

(注) 使用人数は就業員数であります。なお、臨時雇用社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借入先       | 借入残高 (千円) |
|-----------|-----------|
| 株式会社長野銀行  | 230,818   |
| 株式会社りそな銀行 | 50,000    |
| 東京シティ信用金庫 | 17,513    |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,700,000株

(2) 発行済株式の総数 1,376,000株

(3) 株主数 967名

### (4) 大株主

| 株 主 名             | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------|-------|---------|
| ウイステリアトラスト株式会社    | 595千株 | 43.3%   |
| 株式会社大塚商会          | 134   | 9.7     |
| 日本ナレッジ従業員持株会      | 95    | 6.9     |
| 倉 田 将 志           | 30    | 2.2     |
| 村 田 磨 基           | 25    | 1.8     |
| 藤 井 洋 一           | 25    | 1.8     |
| 株式会社SBI証券         | 21    | 1.6     |
| 長 谷 川 貴 志         | 20    | 1.5     |
| G M O ク リ ッ ク 証 券 | 13    | 1.0     |
| 株式会社不二三協舎         | 13    | 1.0     |

(注) 持株比率は自己株式 (45株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況       |
|---------------|-----------|-------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 藤 井 洋 一   | 一般社団法人IT検証産業協会監事              |
| 取 締 役         | 長 谷 川 貴 志 | DX推進本部長                       |
| 取 締 役         | 青 木 一 男   | 管理本部長                         |
| 取 締 役         | 渡 辺 照 男   | Re・Favor株式会社代表取締役社長           |
| 取 締 役         | 小 泉 妙 美   | 株式会社Amazia常勤監査役、Cellid株式会社監査役 |
| 常 勤 監 査 役     | 寺 脇 健 夫   |                               |
| 監 査 役         | 佐 藤 昌 敏   | 株式会社ユニリタ監査役                   |
| 監 査 役         | 山 脇 市 郎   | 山脇会計事務所代表                     |

- (注) 1. 取締役渡辺照男氏及び取締役小泉妙美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役寺脇健夫氏、監査役佐藤昌敏氏及び監査役山脇市郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役小泉妙美氏及び監査役山脇市郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役渡辺照男氏及び小泉妙美氏並びに社外監査役寺脇健夫氏、佐藤昌敏氏及び山脇市郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役渡辺照男氏及び取締役小泉妙美氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害行為は填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、2016年6月30日開催の第31回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内とそれぞれ決議しております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）であり、監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。現時点におきまして、当社は業績連動報酬を採用しておりませんが、業績等を踏まえた報酬額の決定を行っております。

取締役会は、代表取締役社長藤井洋一に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各役員の担当部門の業績等を踏まえた報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役会の協議により決定しております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------|--------|----------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 58,800千円<br>(4,800) | 58,800千円<br>(4,800) | —       | —      | 6名<br>(2)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12,000<br>(12,000)  | 12,000<br>(12,000)  | —       | —      | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 70,800<br>(16,800)  | 70,800<br>(16,800)  | —       | —      | 9<br>(5)       |

(注) 1. 上表には、2023年6月27日開催の第38回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役渡辺照男氏は、Re・Favor株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・取締役小泉妙美氏は、株式会社Amaziaの常勤監査役及びCellid株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・監査役寺脇健夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - ・監査役佐藤昌敏氏は、株式会社ユニリタの監査役であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
  - ・監査役山脇市郎氏は、山脇会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には取引関係及び特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 取締役 渡 辺 照 男 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、IT企業の経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。 |
| 取締役 小 泉 妙 美 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。              |
| 監査役 寺 脇 健 夫 | 13回開催された取締役会の全て、13回開催された監査役会の全てに出席し、適宜発言を行っております。                     |
| 監査役 佐 藤 昌 敏 | 13回開催された取締役会の全て、13回開催された監査役会の全てに出席し、適宜発言を行っております。                     |
| 監査役 山 脇 市 郎 | 13回開催された取締役会の全て、13回開催された監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。    |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan 有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

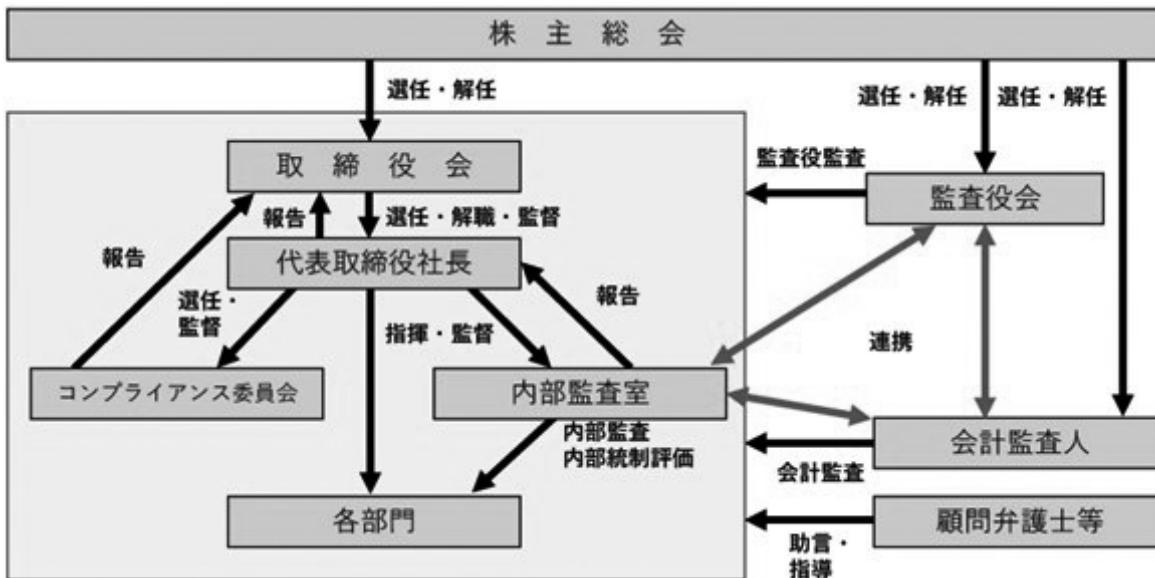
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、業務の適正を確保し企業価値の継続的な向上を図るため、遵法意識の醸成に努めるとともに、当社代表取締役社長及び各部門の責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、当社全体の「経営の透明性」を確保しております

(ご参考) コーポレートガバナンスの体制図



### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令、定款及び社内規程の遵守を目的として当社取締役及び使用人に適用する「コンプライアンス管理規程」を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。
- ・コンプライアンス体制の構築の一環として、代表取締役社長を実施統括責任者とした「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処に努めると共に、当社の取締役及び使用人に対して必要な啓発、教育活動を推進する。
- ・業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門を設置し、当社における法令、定款及び社内規程の遵守状況等の監査を実施する。

- ・法令違反及びコンプライアンス管理規程違反またはそのおそれに関する内部通報制度である「内部通報窓口」の利用を促進し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、また不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役及び使用人は、職務の執行に係る各種文書等の作成、保存、管理については、法令及び「文書管理規程」に従い、適切に行う。また、情報の保存及び管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切に行う。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、「リスク管理規程」を定め、会社の事業活動等に伴い発生する様々な危機に、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- ・特定の緊急事態、またはその発生が予測される場合は、緊急事態対策室を設置し、全社的な対策を検討・実施する。

#### ④取締役の職務の遂行が効果的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月に1回定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、取締役会にて定められた計画・目標を達成するために付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- ・取締役及び使用人の職務権限の行使については、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づく権限の委譲と適正な分業により、効率的な職務の執行を確保する。

#### ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、当該使用人の職務に関しては、取締役その他の上長の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。尚、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得て行うものとする。

- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
  - ・内部監査室は、その職務の内容に応じて、定期的に監査役に対する報告を行う。
  - ・内部通報規程に定められている内部通報を受け付ける窓口は、通報された内容を監査役会に報告し、その対処については内部通報規程に則って社内の管理部門と連携する。
  - ・監査役に報告を行った当社の取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはない。
  - ・重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- ⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとする。
  - ・監査役は、当社の代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的に意見交換会を実施し、相互の意思疎通をはかることで効果的な監査業務を行う。
  - ・監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する啓蒙、教育活動を推進し、法令、定款及び社内規程遵守の徹底を図っております。

当社内部監査部門により、業務活動の全般に関して、業務実施の有効性、法令の遵守等について、定期・随時に監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行い、取締役及び常勤監査役に報告をしております。

内部通報制度については、社内窓口の他、専門相談員が対応する社外の通報窓口を設置し、不正及び不祥事の発生予防と早期発見に努めております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報（文書または電磁的記録）及びその他の重要な情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
社内規程に則して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。なお、当事業年度中は、緊急事態対策室の設置を要する不測の事態は発生しませんでした。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成され、当事業年度中に13回開催し、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。各議案について、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための対応  
取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月に1回定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では、取締役会にて定められた計画・目標を達成するために付議事項の審議及び重要な報告を行っております。また、取締役及び使用人の職務権限の行使については、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づく権限の委譲と適正な分業により、効率的な職務の遂行を確保しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
本社管理本部の担当者が補助しております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
上記補助者は本社管理本部に属しておりますが、監査役の職務の補助については、直接監査役からなされる指示に基づき行っており、独立性を確保しております。

- ⑧ 監査役への報告に対する体制  
取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
常勤監査役は、取締役会等、重要な会議体へ出席して業務執行の状況について報告を受けております。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報窓口の設置に関する社内通達で宣言しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、本社管理本部にて審議の上、当該費用等を処理する体制をとっております。なお、当事業年度中に監査役から前払の請求はありませんでしたが、監査役が立替払した費用の請求については適時処理しております。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、当社の代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を開催し、監査計画、監査実施状況、業務執行状況等に関する情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,517,525</b> | <b>流動負債</b>    | <b>973,239</b>   |
| 現金及び預金          | 848,675          | 買掛金            | 287,093          |
| 売掛金及び契約資産       | 635,832          | 短期借入金          | 250,000          |
| 仕掛品             | 5,610            | 一年内返済予定の長期借入金  | 20,838           |
| 前渡金             | 9,151            | 一年内償還予定の社債     | 20,000           |
| 前払費用            | 17,009           | リース債務          | 6,029            |
| その他             | 1,277            | 未払金            | 22,011           |
| 貸倒引当金           | △31              | 未払費用           | 84,367           |
| <b>固定資産</b>     | <b>604,448</b>   | 未払消費税等         | 33,738           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>416,696</b>   | 未払法人税等         | 50,861           |
| 建物              | 37,699           | 契約負債           | 60,143           |
| 車両運搬具           | 667              | 預り金            | 28,443           |
| 工具、器具及び備品       | 17,766           | 賞与引当金          | 109,713          |
| 土地              | 109,121          | <b>固定負債</b>    | <b>64,986</b>    |
| 建設仮勘定           | 241,376          | 社債             | 10,000           |
| リース資産           | 10,064           | 長期借入金          | 27,493           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>9,504</b>     | リース債務          | 5,736            |
| 借地権             | 8,190            | 資産除去債務         | 21,032           |
| ソフトウェア          | 1,125            | その他            | 724              |
| その他             | 188              | <b>負債合計</b>    | <b>1,038,225</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>178,248</b>   | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 投資有価証券          | 22,213           | <b>株主資本</b>    | <b>1,080,395</b> |
| 出資金             | 16,450           | 資本金            | 217,100          |
| 長期前払費用          | 1,861            | 資本剰余金          | 158,340          |
| 繰延税金資産          | 52,927           | 資本準備金          | 146,100          |
| その他             | 84,919           | その他資本剰余金       | 12,240           |
| 貸倒引当金           | △125             | <b>利益剰余金</b>   | <b>705,031</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,121,973</b> | 利益準備金          | 7,251            |
|                 |                  | その他利益剰余金       | 697,780          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 697,780          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△76</b>       |
|                 |                  | 評価・換算差額等       | 3,352            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 3,352            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,083,748</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,121,973</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 4,076,709 |
| 売上原価         | 3,263,521 |
| 売上総利益        | 813,188   |
| 販売費及び一般管理費   | 562,320   |
| 営業利益         | 250,867   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 8         |
| 受取配当金        | 602       |
| 助成金収入        | 8,516     |
| 受取手数料        | 483       |
| 受取家賃収入       | 1,277     |
| 売電収入         | 491       |
| 保険解約払戻金      | 5,224     |
| 雑収入          | 1,689     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 1,027     |
| 社債利息         | 60        |
| 支払保証料        | 341       |
| 保険解約損        | 877       |
| その他          | 106       |
| 経常利益         | 266,750   |
| 税引前当期純利益     | 266,750   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 71,475    |
| 法人税等調整額      | △6,874    |
| 当期純利益        | 202,149   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

日本ナレッジ株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浦上卓也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田口真樹 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ナレッジ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

日本ナレッジ株式会社 監査役会

常勤監査役 寺 脇 健 夫 ㊟

社外監査役 佐 藤 昌 敏 ㊟

社外監査役 山 脇 市 郎 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第39期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は27,519,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月28日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金      2,751,910円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
利益準備金          2,751,910円

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては今後の事業拡大のため1名を増員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                          | ふ<br>り<br>が<br>な<br>氏<br>名<br>(生年月日)                                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                   | 所<br>有<br>す<br>る<br>当<br>社<br>の<br>株<br>式<br>数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                  | ふ<br>じ<br>い<br>よ<br>う<br>い<br>ち<br>藤<br>井<br>洋<br>一<br>(1957年10月15日)     | 1985年10月 日本スペースソフト株式会社設立<br>代表取締役就任<br>1986年12月 日本ナレッジエンジニアリング株式会<br>社に商号変更<br>代表取締役就任<br>1988年6月 日本ナレッジ株式会社に商号変更<br>当社代表取締役社長就任（現任）<br>2016年6月 一般社団法人IT検証産業協会会長就任<br>2023年6月 一般社団法人IT検証産業協会監事就任<br>(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人IT検証産業協会監事 | 25,000株                                        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>藤井 洋一氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社事業を牽引し、代表取締役社長として上場企業へと成長させました。経営者としての豊富な経験や識見を活かし、引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としたしました。</p> |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                |
| 2                                                                                                                                                                                  | は<br>せ<br>か<br>わ<br>た<br>か<br>し<br>長<br>谷<br>川<br>貴<br>志<br>(1969年6月20日) | 1989年5月 当社入社<br>2012年5月 当社取締役就任<br>2015年4月 当社取締役 開発事業部 技術部長就任<br>2019年7月 当社取締役 開発事業本部長就任<br>2022年9月 当社取締役 事業統括本部長就任<br>2024年4月 当社取締役 DX推進本部長就任(現任)                                                                                             | 20,000株                                        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>長谷川 貴志氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社開発事業を牽引し、成果を上げて参りました。また、経営者として引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としたしました。</p>                     |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                      | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5                                                                                                                                                              | わた なべ てる お<br>渡 辺 照 男<br>(1962年11月11日) | 1996年 4 月 株式会社シナノシステムエンジニアリン<br>グ入社<br>2012年 5 月 同社代表取締役社長就任<br>2016年11月 株式会社テックジャパンと合併、新設会<br>社ティアンドエス株式会社を設立<br>同社代表取締役副社長就任<br>2018年 9 月 同社顧問就任<br>2019年 3 月 Re・Favor株式会社設立、<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2022年 1 月 当社社外取締役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>Re・Favor株式会社 代表取締役社長                                                      | 一株                |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>渡辺 照男氏を社外取締役候補者とした理由は、IT企業の経営指導を通じて培った豊富な経験と識見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>           |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |
| 6                                                                                                                                                              | こ いずみ たえ み<br>小 泉 妙 美<br>(1968年11月29日) | 1992年 4 月 株式会社東京銀行<br>(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>2001年10月 監査法人トーマツ<br>(現有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>2005年10月 あずさ監査法人<br>(現有限責任あずさ監査法人) 入所<br>2006年11月 監査法人トーマツ<br>(現有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>2016年12月 株式会社Amazia常勤監査役就任(現任)<br>2022年11月 当社社外取締役就任（現任）<br>2023年12月 Cellid株式会社監査役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社Amazia 常勤監査役<br>Cellid株式会社 監査役 | 一株                |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>小泉 妙美氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の取締役候補者であります。
3. 渡辺 照男氏、小泉 妙美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 渡辺 照男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年6カ月となります。また、小泉 妙美氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年7カ月となります。
5. 当社は、渡辺 照男氏及び小泉 妙美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役、執行役員の地位にある従業員が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填することとしております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、渡辺 照男氏、小泉 妙美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役佐藤 昌敏氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者は、佐藤 昌敏氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                          | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 田 畠 宏 一<br>(1982年8月5日)                                                                                                | 2008年9月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>牛島総合法律事務所 入所<br>2009年11月 みらい総合法律事務所 入所<br>2015年1月 みらい総合法律事務所 パートナー就任<br>2019年6月 一般社団法人IT検証産業協会監事就任(現任)<br>2020年11月 株式会社シーオーメディカル監査役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社シーオーメディカル監査役<br>一般社団法人IT検証産業協会監事 | 一株             |
| <b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>田畠 宏一氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、候補者としたしました。 |                                                                                                                                                                                                                            |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田畠 宏一氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 田畠 宏一氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役、執行役員の地位にある従業員が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填することとしております。田畠 宏一氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は、田畠 宏一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                 | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 水野 亮<br>(1987年8月13日)                                                                                                                                         | 2010年4月 PwCあらた有限責任監査法人<br>(PwC Japan有限責任監査法人) 入所<br>2012年11月 株式会社ユーラスエナジーホールディングス<br>入社<br>2018年11月 株式会社テコテック 入社 取締役CFO就任<br>2021年11月 同社監査役就任 (現任)<br>2022年1月 LINEヤフー株式会社 入社<br>2023年7月 株式会社テングー 入社 監査役就任 (現任)<br>2024年1月 BRANU株式会社 監査役就任 (現任) | -株             |
| <p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b><br/>                     水野 亮氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、高い専門性と経験をその職務に適切に遂行頂きたく、候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水野 亮氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 水野 亮氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役、執行役員の地位にある従業員が、その職務執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により、保険会社が補填することとしております。水野 亮氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 株主メモ

## 事業年度

4月1日～3月31日

## 配当金受領株主確定日

毎年3月31日及び中間配当を行うときは毎年9月30日

## 定時株主総会

毎年6月

## 上場証券取引所

東京証券取引所 グロース市場

## 証券コード

5252

## 株主名簿管理人

みずほ信託銀行

## 同連絡先

みずほ信託銀行本店証券代行部  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
TEL：0120-524-324

郵便物送付先：  
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行証券代行部

## 公告方法

電子公告により行います。  
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

# ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「IR情報」内で各種開示資料をご覧いただけます。



<https://www.know-net.co.jp>

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都墨田区横網一丁目6番1号  
第一ホテル両国5階「清澄」



交通 JR「両国」駅 東口より徒歩約6分・西口より徒歩約7分  
都営地下鉄大江戸線「両国」駅 A1出口より徒歩約0分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。